

### 三 自動車運転者の注意義務

#### (一) 運転開始前における自動車の

#### 点検・整備に関する注意義務

##### 1 点検・整備義務

1 ブレーキ故障を知りながら自動車を運転した運転者に過失があるとされた事例

(東京地昭5・10・27判決、昭二(ワ)二二二一号、新聞三一九七号七頁)

2 自動車運転者は、運転開始に当たっては、あらかじめ自動車各部につき仔細に点検し運転に支障がないことを確かめる義務があるとされた事例

(大阪地昭12・11・29判決、昭二(ワ)一〇九七号、新聞四三二七号七頁)

3 乗合自動車の運転者がその後方右側から自車を追い越そうとして進路前方直前に転倒した自転車を轢過しその搭乗者に傷害を負わせた事案につき、乗合自動車の運転者に事前にバックミラーを完全に整備しなかつた過失があるとされた事例

(仙台高秋田支昭31・1・31判決、昭二九(ウ)一三九号、自動車刑一五四頁)

##### 2 点検・整備の方法及び程度

1 自動車運転者は、自動車の運転開始に先き立ち、自動車に故障ないし不良個所の存在を予見させるような特段の事情のない限り、社会通念上これらの個所を発見するために必要と考えられる方法、程度によつて点検を行えば、自動車発進時における点検ないし安全確認義務をつくしたと解するのが相当であるとされた事例

(札幌高昭41・9・10判決、昭四一(ウ)一六〇号、高刑一九卷五号五九二頁、自動車刑一五〇頁、判時四八八号一三六頁、判タ一九八号一六一頁、中武靖夫・判評一〇五号四三頁、大橋堅固・別冊ジュリー一八号一八〇頁)

2 点検を怠り、不適格なタイヤを装備した加害車を運転して、タイヤの破裂という事態に陥り、更に事故時にブレーキ、ハンドル操作を誤つた運転者に注意義務違反の過失を認めた事例

(東京地昭48・1・30判決、昭四四(ワ)一一五七三号、判タ三〇二号二四二頁、交通民六卷一号一七九頁)

3 自動車の追突事故について、法定の仕業点検不履行と事

### 第三 運行供用者責任

#### 一 自動車損害賠償保障法

1 自賠法七二条による政府の保障事業に対する請求権は私法上の損害賠償請求権とは性質の異なる公法上の請求権であつて、政府の支払う填補金についてはもともと遅延損害金を付して支払うことを予定してはいないとみるべきであるとして、填補金に対する遅延損害金の請求を認めなかつた事例

(札幌高昭47・5・15判決、昭四七(ネ)五二号、高民三五卷二号一八七頁、判タ二八〇号二四八頁、交通民五卷三三六四一頁)

#### 二 運行供用者責任

##### (一) 運行供用者責任と運転者の不法行為責任

##### 法行為責任

① 運行供用者責任が肯定されたもの

1 バス会社の事故を起こした運転手の不法行為責任を否定しながら、これを雇傭するバス会社の運行供用者責任を認めた事例  
(名古屋地昭38・8・20判決、昭三六(ワ)一〇七三号、訟月一〇卷一号九六頁)

2 通園バスが園児を轢過した事故につき、不法行為責任が否定され、運行供用者責任が肯定された事例  
(大阪地昭39・10・15判決、昭三六(ワ)二七二四号、判タ一七三三(二四頁))

3 県道上の事故につき、不法行為責任が否定され、運行供用者責任が肯定された事例  
(神戸地昭42・3・23判決、昭四〇(ワ)六六〇号、九九四号、判時五〇三号五七頁)

4 交差点を青信号で進入した車につき、不法行為責任を否定し、運行供用者責任を認めた事例  
(東京地昭42・6・30判決、昭四一(ワ)四四六一号、判タ二〇号)

当)の逸失利益を否定した事例

(東京地昭40・6・30判決、昭三八(ワ)九三五七号、下民一六卷六号一六〇頁、判時四一八号一六頁、判タ一七八号二二頁)

#### (四) 逸失利益

##### 1 得べかりし利益の損害

1 事故により左腕関節、左手の五指関節の用を廃し後遺障害六級相当の後遺症を残した一級建築士につき、肉体労働に従事するわけでなく、給与上差別待遇も受けていないとして、逸失利益の損害を否定した事例

(横浜地昭36・12・21判決、昭三四(ワ)六〇五号、訟月八卷一七頁)

2 事故による受傷の結果、左眼の視力が著しく減退した銀行員につき、抽象的な労働能力の低下は認められるが、事故後の昇給、昇任はほぼ順調で将来の具体的な収益獲得能力の低下は認められないとして、労働能力の喪失による財産的損害を否定した事例

(青森地弘前支昭40・4・14判決、昭三七(ワ)二四〇号、下民一六卷四号六二六頁)

3 左大腿下部切断の傷害を被った被害者(後遺障害四級相

損害 第二 傷害の場合における損害 一 財産的損害

4 国家公務員災害補償法に規定する障害補償の支給を受けた郵便局に勤務する被害者につき、将来の収入の減少が予定されないとして労働能力の減少による逸失利益が認められなかった事例

(神戸地昭41・3・18判決、昭三九(ワ)一一九六号、判タ一九三号一二八頁)

5 損害賠償は被害者に生じた現実の損害の填補を目的とするから、左大腿複雑骨折の傷害を受けた被害者が従来どおり会社に勤務し格別の収入減が生じていない場合には、労働能力減少による財産的損害は認められないとされた事例(最二小昭42・11・10判決、昭四一(オ)六〇〇号、民集二一卷九号二三五二頁、三卷一三卷一五二頁、判時五〇五号三五頁、判タ二二五号九四頁、瀬戸正二・判解一〇〇事件・曹時二〇卷三三二〇一頁、平井直雄・法協八五卷一一号一〇八頁、篠原弘志・民商五八巻六号一四三頁)

6 右足切断の後遺症を伴う傷害を負った被害者(自動車整備工)の逸失利益を将来の収入減が明らかでないとして否定した事例

(東京地昭43・8・3判決、昭四一(ワ)一一六五四号、交通民一卷三号八九五頁)

7 右拇指挫減創兼末節骨髓炎による後遺障害を有する理容

一七九五

## 6 主婦の逸失利益

### (1) 有職の主婦の逸失利益

#### ① 給与のみをもって損害を算定したもの

1 食堂に勤務していた三二歳の主婦が事故で死亡したことにより喪失した得べかりし利益は、なお二九年間右勤務に従事して毎月の実収入からその二分の一の生活費を控除した純益収入を得べかりしものであるとして算定するのが相当であるとされた事例

(神戸地昭31・1・11判決、昭二八(ワ)七七八号、不法下民昭三一年一頁)

2 事故によって死亡した五一歳の主婦が工員として勤務し、布製帽子のリボン付その他の雑役に従事して給与を得ており、他に内職等による手当もあるときは、その得べかりし利益の喪失による損害額は、満六五歳まで勤務して右全収入からその四二パーセント強にあたる生活費を差引いた純収入をあげうるものとして算出すべきものであるとされた事例

(浦和地昭32・11・28判決、昭三一(ワ)二四四号、不法下民昭三一年上巻三三六頁)

3 有職の主婦の死亡事故につき、勤務による逸失利益の賠償を請求している場合には、家事労働について家政婦の日給相当額全額の賠償は認められないとされた事例

(岐阜地昭46・2・9判決、昭四四(ワ)四五四号、交通民四卷一七二二頁)

4 主婦として稼働するかたわら和服仕立ての請負いをしていた者(五八歳)の死亡による逸失利益を算定した事例

(高松地九亀支昭53・1・26判決、昭五一(ワ)六九号・八二号、交通民一一卷一三三頁)

5 主婦兼金属加工業の共同経営者(女・五六歳)の死亡による逸失利益を算定した事例

(東京地昭53・7・27判決、昭五〇(ワ)一〇九五六号、交通民一一卷四号一〇九六頁)

6 夫が代表取締役をしているスポーツ店の従業員(女・四八歳)の死亡による逸失利益の算定に際し、事故当時の年収を基準に就労可能年数一九年間、生活費控除を四〇パーセントとして、複式ホフマン方式により中間利息を控除した事例

(札幌地昭55・4・17判決、昭五四(ワ)五〇五九号、交通民一三卷二号四九八頁)

7 主婦兼保険外務員(六二歳)の死亡による逸失利益の算定につき、賃金センサス女子六〇歳から六四歳までの平均賃金を直接の収入として就労可能年数七年、生活費控除四〇パーセントとして、ホフマン方式により中間利息を控除して算定した事例

八万余円、慰謝料一三〇〇万円を含む自賠責及び任意保険の保険金を受領した場合、約二四年にわたって内縁の夫婦として共同生活を送ってきたB（内縁の妻、夫死亡当時七四歳で翌年死亡）は、夫の死亡当時、現に扶養を要する状態にあり、相続人が請求し得る逸失利益は、右扶助に当てられるべき部分を控除した残額に限られると解するのが相当であるとして、逸失利益額の三分の二の金額について、Bと先夫の間の子E（女）から相続人CDに対する不当利得返還請求を認めた事例

（大阪地平9・3・10判決、平七（ワ）六五〇一号、交通民三〇卷一  
号四〇三頁）

5 本件事故により借地上建物を被害者に承継させることができなくなり借地を返還しなければならなくなつたとして請求された建物解体費用について、これを事故と相当因果関係にある損害と認めなかつた事例

（大阪地平12・3・2判決、平一〇（ワ）二二四〇号、交通民三三卷  
二号四六六頁）

6 被害者（女・事故時一二歳）の死亡事故後、母親が心療内科を受診した治療費については事故との相当因果関係を認めしたが、視力低下及び整体治療については相当因果関係を認めなかつた事例

（名古屋地平21・12・2判決、平二（ワ）四五号、交通民四二卷六  
号一五七一頁）

## 二 精神的損害——慰謝料

### (一) 死者本人の慰謝料請求権の発生

生

#### 1 死亡による慰謝料請求権の発生

1 死亡による慰謝料請求権は死者本人には発生しないとされた事例

（東京地昭42・4・28判決、昭四〇（ワ）三七三三号、下民一八卷三、  
四号四五三頁、判時四八六号五三頁、判タ二〇六号一六九頁）

#### 2 慰謝料請求権の相続を認めなかつた事例

（福岡地行橋支昭46・5・6判決、昭四四（ワ）五九号、交通民四卷  
三号七九四頁）

3 交通事故で入院し、一日後に死亡した場合につき、入院期間中の慰謝料を認めず、死亡による慰謝料として認められた事例

（岡山地倉敷支昭61・8・25判決、昭五七（ワ）二二二号・昭五九（ワ）  
二〇六号、交通民一九卷四号一一三九頁）

4 多発性骨髄腫に罹患していた者が交通事故によつて一年程度死期が早められた場合、延命利益の侵害による慰謝料